

## 中小企業の海外展開における企業の社会的責任（CSR）を考える

### 【サマリー】

・近年、大企業、中小企業ともに海外進出拡大意欲が増加しており、そうして進出した先で、企業として信頼されるために重要になってくるのが CSR である。現地における法規制遵守に加え、その国における文化への配慮、人権の尊重、地域社会への貢献など、日本国内にいたるときよりも、むしろ重要性が増すとも言える。

・CSR に取り組まないことは、アジアへ展開する日本の中小企業にとって、大きなリスクとなりうるものである。進出先でも長期的に事業を成功させるためには、各国の法規制に関する情報を収集しそれらを遵守するだけでなく、世界の動向を見据えた上での取り組みが今後ますます重要になってくる。

### 【1.背景】

グローバル化による企業環境の変化に伴い、国内外で大企業を中心とした CSR に関する取り組みが活発化している。持続可能な開発のための 2030 年アジェンダ (SDGs)、国連グローバルコンパクト、OECD 多国籍企業行動方針、ISO26000 (社会的責任に関する手引き)、GRI (サステナビリティ報告のためのイニシアチブ) など国際的な枠組みも整備されてきている。

また、近年では人権尊重についてもますます重視される傾向が高まっており、国連ビジネスと人権に関する指導原則や英国現代奴隷法に対応して、声明を掲げる企業が増えている。

2017 年 7 月にドイツで開催された主要 20 カ国・地域首脳会議 (G20 サミット) では、[その声明](#)の中で、持続可能なグローバル・サプライチェーンについて言及し、国際的に認識された枠組みに沿った人権の促進へのコミットや、2025 年までの児童労働撲滅、現代奴隷撲滅を宣言しており、グローバルに事業を展開する日本企業も今後ますますマネジメントを強化する必要に迫られることになるであろう。

日本国内では、まだまだ CSR は大企業だけのものだと考えられてしまう傾向にあるが、中小企業の CSR についても盛り上げていこうという機運が国際的にも高まっている。例として欧州での動きを紹介する。

欧州では経済危機をきっかけに、経済を持続的に成長させるためには企業が社会的責任を

果たすことが不可欠であり、それによってまた企業は競争力を強化することができるとの考えが浸透しつつある。EU は 2014 年に発令した指令 (2014/95/EU) の中で、特定の大規模事業・グループに対し CSR や環境保全、人権保護や汚職防止などの取り組みを含む非財務情報の開示を義務付けているが、中小企業 (Small and medium-sized enterprises, SMEs) は適用外としていた。指令の目的とする成長戦略を真に達成するためには、大企業のみならず EU 域内で大多数を占める中小企業も社会的責任を果たすことで競争力を向上させる必要があるとの認識から、2016 年以降 SMEs による社会的責任に関する取り組みを後押しするプロジェクトを続々と開始している。

◇ SMEs のサーキュラーエコノミーの取り組みを後押しする 4 年プロジェクト

“[Circular Economy for SMEs](#)” (2016 年 4 月～2020 年 3 月)

◇ SMEs ビジネスへの CSR 統合を支援するための 4 年プロジェクト

“[A Roadmap for Integrating Corporate Social Responsibility into EU Member States and Business Practices](#)” (2017 年 1 月～2020 年 12 月)

またサステナビリティ情報の開示推進に取り組む GRI も 2016 年に SMEs に関するレポートを発行している。

◇ GRI が SMEs に関するレポートを発行 (2016 年 10 月)

“[Small Business Big Impact](#)”

中小企業は世界で 90%以上を占めているが、サステナビリティに関する取り組みは浸透しておらず、今後は中小企業もサステナビリティを意識したマネジメントが必要

## 【2. 日本国内における中小企業の CSR】

日本国内では、CSR 報告書等の発行数の増加にも見られるように、大企業を中心に社会的責任に関する取り組みが進んでいるが、中小企業における取り組みはそれほど進んでいない。しかしながら、日本国内の 99%の企業が中小企業であることから、大企業だけがどれだけ CSR に力を入れていようと、社会課題の解決・緩和は限定的にならざるを得ない。また、ISO26000 で定義される社会的責任の中核主題 (組織統治、人権、労働慣行、環境、公正な事業慣行、消費者課題、コミュニティへの参画) は、規模に関わらず、企業が持続的に経営を行うために重要な項目であるといえる。

現時点における、日本国内で推進されている中小企業の取り組みにはたとえば以下のようなものがある。

- 日本国内では横浜市、宇都宮市、さいたま市など、自治体を中心とした後押し動きが見られる。環境保全活動や地域ボランティア活動などに取り組んでいる企業を一定の基準の下に認定し、成長を支援する制度を設けている。いずれも、地域社会への貢献という視点が重視されているのが特徴である。

#### ・国内における中小企業の CSR に関する制度

- 中小企業はもともと大企業と比べて地域に根ざした企業が多く、ステークホルダーとの距離も近い。地域貢献を重視し経営者、従業員が一体となった取り組みを実施している企業も多い。企業側も地域社会からさまざまな支援を受けており、お互いに助け合って地域に貢献する、という関係を形づくっている。そのため、地域における CSR は、中小企業にとっては目新しいものではないという側面もある。

### 【3. 海外展開する企業にとっての CSR の必要性】

それでは果たして、自社周辺の地域社会だけに目を向けていれば十分なのであろうか。それは事業をどこで展開しているかと大きく関わってくる。

近年、日本企業による海外進出が急増しているが、実は中小企業による海外進出も増加傾向にある。

外務省の調査によると、2016年10月1日時点で海外に進出している日系企業の拠点数は7万1820拠点で、前年より691拠点(約1%)の増加となり、本統計を開始した2005年以降最多となっている。また地域別では、「アジア」が日系企業全体の約69%(4万9673拠点)を占め、2005年以降一貫して首位を維持している。

([外務省 海外在留邦人数調査統計 平成29年要約版\(平成28年\(2016年\)10月1日現在\)](#))

また [2016年版中小企業白書](#)によると、中小企業の直接投資(海外拠点を持つ数)推移についても、増加傾向にある。さらにジェトロが実施した[調査結果](#)では、大企業、中小企業ともに、海外進出拡大意欲が増加しており、今後(3年程度)の海外進出方針では、「拡大を図る」企業の割合が60.2%と、前年(53.3%)から増加し、4年ぶりに6割を超えた。特に中小企業の意欲は高く、前年に比べ8ポイントもアップしている。

そうして進出した先で、企業として信頼されるために重要になってくるのが、まさに CSR である。現地における法規制遵守に加え、その国における文化への配慮、人権の尊重、地域社会への貢献など、日本国内にいるときよりも、むしろ重要性が増すとも言える。

また現実的にも、任意から、義務やルールとしての CSR への移行の流れがアジア諸国にも広がっている。この十数年、CSR に関する規制については欧米諸国を中心にグローバルスタンダードがつくられてきた。EU では前述のとおり非財務情報の開示を義務化する指令を導入、英国では人身売買報告書の発行を義務付ける現代奴隷法を採択したほか、フランスではデュー・ディリジェンスの計画を立て、導入に関する情報の開示を義務付けるデュー・ディリジェンス法が制定された。そうした動きを参考にしながら、環境法や労働法など CSR の個別課題に関する法規制がアジア諸国などの新興国でも整備されつつある。

- ▶ インド：会社法（CSR 委員会の設置、CSR 活動への支出義務、女性取締役の選任義務）
- ▶ インドネシア：会社法（年次報告書での社会的・環境的責任の実施に関する報告義務）
- ▶ タイ：最低賃金制度、労働者保護法（労働契約、賃金、労働時間、若年労働者、女性労働者、少数民族労働者、外国人労働者、安全衛生等に関する規則）

その他にも、中国では CSR に関する包括的な法律は制定されていないものの、社会的責任の国家規格 GB/T36000 を設立するなど、ISO26000 をベースとした CSR マネジメント、報告書のガイドラインを導入している国もある。また、企業の利益の一部を CSR の関連活動（プログラム、慈善的寄付など）に投資することを義務付ける規則や、付加価値税として課税するといった規則を導入する国もある。

新興国におけるこうした法規制には、定義や責任の範囲が曖昧である、自治体により制度が異なる、頻繁に内容が改定される、実効力が限定的といった様々な問題もあることや、英国現代奴隷法など、欧米の法規制が域外適用されることも考慮すると、リスクへの対応として、関連する情報を常に正確に把握しておくことは重要である。

#### 【4. 政府が呼びかける海外展開時のリスクー日本と欧州の比較】

海外進出する企業に対し、政府は想定されるリスクへの注意と対応を呼びかけている。その

項目を、日本、オランダ、英国で比較してみる。

■ 日本政府が海外展開する企業に呼びかけているリスク項目

日本政府は海外に進出する中小企業に対し、過去の事例や企業へのアンケート結果をもとに、遭遇すると想定される主なリスク 21 項目を以下の通り挙げ、事前に情報を収集するよう注意を呼びかけている。

([中小企業基盤整備機構「海外リスクマネジメントマニュアル\(詳細版\)」](#))

	リスク項目
調達	インフラの未整備
	現地パートナー・提携先とのトラブル
	資金調達上の障害
生産	技術流出・情報漏えい
	施設・設備に関する事故・故障
	製品・サービスの品質不良
	環境汚染
販売	顧客とのトラブル
	商慣習・風俗・宗教に関するトラブル
	取引に関する法令違反
	贈収賄
	知的財産に関するトラブル
バックオフィス	税務手続きに関するトラブル
	従業員等による不正行為
	人材確保の障害
	労使間のトラブル
社会	治安・政情の悪化
	盗難・強盗・誘拐
	法規制の変更・不透明な運用
自然災害・感染症	自然災害
	感染症・衛生

■ オランダ政府が海外展開する企業に呼びかけているリスク項目

オランダ政府は企業が海外で事業をする際の CSR リスクチェックサイトを公開している。展開先の国や業種を選択すると該当するリスクが表示される。オランダでも企業の海外展開が増加しており、そのうち 99%は SMEs である。サプライチェーンマネジメントに関する課題など CSR 観点からのリスクに対する考慮が不十分なことにより、レピュテーションや長期的な経営にも悪影響が及ぶ懸念があることから、SMEs に対しても海外展開の際に CSR に積極的に取り組むことを推奨し、そのための支援を行っている。

以下は、オランダ政府が海外展開する企業に呼びかけているリスク項目である。(展開先や業種により異なるが、代表的なものを挙げている)

(オランダ外務省 CSR リスクチェックサイト)

Fair business practices 公正な労働慣行	Taxation
	Corruption
	Market distortion & competition
<b>Human rights &amp; ethics</b> 人権と倫理	Government influence
	Conflicts & security
	Land use & property rights
	Community impact
	<b>Animal welfare</b>
	Consumer interests & product safety
<b>Labour rights</b> 労働の権利	Freedom of association
	Labour conditions (contracts, working hours)
	<b>Labour exploitation &amp; human trafficking</b>
	<b>Child labour</b>
	<b>Discrimination &amp; gender</b>
	Wage & remuneration
	Health & safety at work
Environment 環境	Climate & energy
	Biodiversity & deforestation
	Water use & water availability
	Air pollution
	Soil & (ground)water contamination
	Environment & waste (general)

\* 太字は日本政府の推奨リスクと比較した際に異なるもの

■ 英国政府が海外展開する企業に呼びかけているリスク項目

外務英連邦省（FCO）と国際通商省（DIT）共同の取り組みとして、海外ビジネスリスク（OBR）に関するサービスを設立。英国企業が海外に展開する際のリスクを把握し、緩和することができるよう政治的、経済的なリスクに関する情報を国別で提供している。

以下は、英国政府が海外展開する企業に呼びかけているリスク項目である。（展開先により異なるが、代表的なものを挙げている）

[\(外務英連邦省・国際通商省 海外ビジネスリスク\)](#)

Political
Economic
<b>Human rights and business</b> （児童労働、エスニック・マイノリティ、LGBT、ジェンダー、移民労働者、労働安全衛生、結社の自由）
Bribery and corruption
Terrorism threat
Protective security
Intellectual property
Organized crime

\*太字は日本政府の推奨リスクと比較した際に異なるもの

中身を見てみると、オランダも英国も児童労働、強制労働、差別など人権に関するリスクが含まれている。また、オランダは環境の側面から起こりうるリスクについて気候変動、生物多様性、水、大気、土壌、廃棄物などを細分化し情報提供している。特に人権に関する項目については世界的にも注目されている事項であることから、オランダ、英国ともに、優先的に注意を呼びかけている姿勢が見受けられる。一方、日本はビジネスのビジネス上のトラブル予防に重点を置いており、環境面・社会面への意識が弱い。

## 【5. 注意が必要なリスクの事例】

海外、特にアジアにおける中小企業のCSR対応は、リスクの観点から、2つの側面で注意が必要である。1つは進出先地域で関心が高まっている問題への対応、もう1つが欧米大手企業のサプライチェーンに組み込まれている場合の対応である。国際的に関心の高まっている人権に関するイシューを中心に、いくつか事例をしてみる。

➤ タイの水産業における移民労働者の問題

タイ国内でも国際的にも関心が高まっている問題に、水産業における移民労働者の問題が挙げられる。

タイには約 250 万人の移民が滞在しており、そのうち約 200 万人はミャンマーからの不法移民であると推定されている。その多くは建設業界、漁業（水産業）のような第一次産業に従事している。不法滞在であることから、適切な医療を受けられず、最低賃金も保証されていない。タイの漁業における人身取引や労働者の搾取に関する報道は多く、欧米を中心に国際社会からの非難が相次いでいる。タイは難民の地位に関する条約を批准していないが、労働力の多くを移民に依存しており、多くの人々が他国から押し寄せる結果となっている。また、タイでは児童労働に関する報道も多く見られる。タイには労働者保護法（Labour Protection Act, B.E.2541）や最低賃金制度、労働基準などが定められているが、不法滞在者には適用されない。そのため、「法律は遵守しているにも関わらず気づかないうちにサプライチェーンに不法労働が組み込まれていた」という事態が起こるリスクについて、日本企業も考慮しておく必要がある。

◇ Revealed: Asian slave labour producing prawns for supermarkets in US, UK

<https://www.theguardian.com/global-development/2014/jun/10/supermarket-prawns-thailand-produced-slave-labour>（ガーディアン、2014年6月）

タイのエビ養殖業界では、エビのエサを生産する業者が、洋上で操業する船で労働者を陸から孤立させた状態で、長時間の無給労働に加え、暴行を行うなどの人権侵害を行っていた。問題のエサを調達していたタイの大手エビ養殖業者は、ウォルマート、コストコ、テスコ、カルフル等欧米大手スーパーマーケットにも卸している。

➤ 欧米諸国によるサプライチェーン規制による影響

近年、企業に対し、人権関連分野を中心に、そのサプライチェーンの管理や透明性の確保を義務付けるルールが、各国で急速に導入されている。以下にその代表的なものを紹介する。

2011	国連	ビジネスと人権に関する 国連指導原則	企業が人権尊重責任を負うことを確認した うえ、「人権デュー・ディリジェンス」を要 求。事業・サプライチェーンを通じて、人権 への負の影響を与えていないか評価し、対処 することを企業に要求。サプライチェーンに おける人権侵害が判明した場合、企業は人権 侵害をした企業に対し、是正を求めるための 影響力を行使することが要求される。
2012	米国	カリフォルニア州サブ ラ	人身取引や奴隷労働を対象に、州で操業する 事業者に対してサプライチェーンに関する



		イチェーン透明法	情報の報告を義務付け。
2015	英国	現代奴隷法	企業は、サプライチェーン上の人身取引、強制労働、性的搾取等を特定し、根絶するための手順を報告することが求められる。
2016	米国	貿易円滑化・貿易是正法	米国国外における強制労働や児童労働によって製造された外国製品の輸入を禁止。
2021 予定	欧州	EU への紛争鉱物の輸入 停止を目指す規則（規則 (EU) 2017/821)	EU 企業による責任ある鉱石調達の奨励を目的とし、錫、タングステン、タンタル、金を対象に、EU の輸入者は鉱石が紛争地域産ではないことを確認するために納入業者に対し強制的なデュー・ディリジェンスの確認を実施。

このようなサプライチェーンに関する規制は欧米を中心に導入されているものの、現地で事業を展開する日本の大手企業も現代奴隷法や紛争鉱物に関するステートメントを続々と開示し対応を進めているほか、BtoB 顧客である欧米企業からの要請で対応の必要に迫られることが想定される。実際に、CSR に関する問合せを受けたり、人権・労働等に関する質問票が届くなどのケースも増えていたり、規制への対応を求められる日本企業も増えてきている。

また、こうした規制が実際に適用され、中国で製造された商品が、米国への輸入を禁止されるなどの事態も発生している。

- ◇ 貿易円滑化・貿易是正法を受け、PureCircle 社の商品の輸入を差し押さえ（2016年6月、ロイター）

<http://www.reuters.com/article/usa-stevia-imports/u-s-impounds-purecircle-stevia-under-new-forced-labor-law-idUSL1N18T26J>

貿易円滑化・貿易是正法を受け、天然甘味料ステビアを製造・供給する PureCircle 社（マレーシアに本社を置き、中国で製造）の製品について、米国への輸入が差し止めとなった。製品は、中国内での囚人労働によって製造されたものであるという。本法律を受けた輸入の指し止めは今回で3件目。

さらに、汚職防止等に関連しても欧米諸国では域外適用の概念を含む法規制を導入しており、アジアの新興国で事業活動を展開する企業も対象となる。こうした法規制は違反企業に対し巨額の罰金を課す場合があることから、欧米の企業のサプライチェーンに組み込まれている場合には注意が必要である。

これらの事例から、アジアの国に進出する企業はアジア域内の法律だけを遵守していればよいわけではなく、欧米諸国の規制や動向を踏まえた取り組みを行うことが必要であることがわかる。

CSR に取り組まないことは、アジアへ展開する日本の中小企業にとって、大きなリスクとなりうるものである。進出先でも長期的に事業を成功させるためには、各国の法規制に関する情報を収集しそれらを遵守するだけでなく、世界の動向を見据えた上での取り組みが今後ますます重要になってくるであろう。

【本レポートに関するお問い合わせ】

有限会社エコネットワークス アジアにおけるサステナビリティ研究チーム

担当：岡山

連絡先：[info\\_econetworks@econetworks.jp](mailto:info_econetworks@econetworks.jp)

<http://econetworks.jp/>

## 【参考資料】

石崎 泰哲、安井 桂大「日本企業に求められる『責任あるサプライチェーン』  
ー2016 年から本格適用される英国現代奴隷法等の欧米各国の規制動向についてー」西村あ  
さひ法律事務所『M&A ニュースレター』2016 年 7 月号

[https://www.jurists.co.jp/sites/default/files/newsletter\\_pdf/ja/newsletter\\_201607\\_ma.pdf](https://www.jurists.co.jp/sites/default/files/newsletter_pdf/ja/newsletter_201607_ma.pdf)

企業活力研究所『我が国企業の競争力強化に向けた CSR の国際戦略に関する調査研究報告  
書 ～新興国（アジア）の CSR に関わる法規制等の実態を踏まえて～』2016 年 3 月

[http://www.bpfi.jp/act/download\\_file/98193838/82112256.pdf](http://www.bpfi.jp/act/download_file/98193838/82112256.pdf)

経済産業省「最近の CSR を巡る動向について」2012 年 7 月

[http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei\\_innovation/kigyokaikei/pdf/csr\\_seisaku.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/kigyokaikei/pdf/csr_seisaku.pdf)

蔵元左近「New Business Law No.1073」『「責任あるサプライチェーン」に関する各国の法  
令の最近の動向（上）-英国「現代の奴隷制法 2015」（Modern Slavery Act2015）の内容お  
よび実務上の留意点を中心に』2016 年 5 月、商事法務

<http://www.sotech.co.jp/wp-content/uploads/2016/07/PDF-1.pdf>

さいたま市「CSR チェックリスト～中小企業のための CSR 読本～」(第 2 版) 2013 年 4 月

[http://www.city.saitama.jp/005/002/010/002/p019918\\_d/fil/csrcheckrist.pdf](http://www.city.saitama.jp/005/002/010/002/p019918_d/fil/csrcheckrist.pdf)

創コンサルティング「サステナビリティ倶楽部レポート第 62 号」『アメリカのサプライチ  
ェーン関連法』2016 年 7 月

<http://www.sotech.co.jp/csrreport/1040>

大和総研グループ「タイ：漁業における「奴隷労働」問題の背景」2016 年 7 月

[http://www.dir.co.jp/consulting/asian\\_insight/20160707\\_011040.html](http://www.dir.co.jp/consulting/asian_insight/20160707_011040.html)

高橋大祐「アジ研ワールド・トレンド No263」『ビジネスと人権をめぐる各国法規制の動向  
と国別行動計画の役割 -- 調達・開示に関するルール形成を中心に』2017 年 8 月、日本貿  
易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所

中小企業基盤整備機構「海外リスクマネジメントマニュアル」（2016）

[http://www.smri.go.jp/keiei/dbps\\_data/material/b\\_0\\_keiei/kokusai/pdf/82284RM\\_manual.pdf](http://www.smri.go.jp/keiei/dbps_data/material/b_0_keiei/kokusai/pdf/82284RM_manual.pdf)

中小企業庁「中小企業白書」(2017)

[http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/H29/PDF/h29\\_pdf\\_mokujityuu.html](http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/H29/PDF/h29_pdf_mokujityuu.html)

中小企業庁「海外展開成功のためのリスク事例集」(2014)

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kokusai/2013/140331jirei.pdf>

中小企業庁“White Paper on Small and Medium Enterprises in Japan 2016”

[http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/H28/download/2016hakushopanflet\\_eng.pdf](http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/H28/download/2016hakushopanflet_eng.pdf)

松井滋樹「自治体による CSR 企業認証の現状と今後の方向性」東レ経営研究所『経営センサー』2014年6月号

[http://www.tbr.co.jp/pdf/sensor/sen\\_163\\_02.pdf](http://www.tbr.co.jp/pdf/sensor/sen_163_02.pdf)

EY「2015年英国現代奴隷法-要求事項と企業が求められる対応とは?- 2017年

<https://www.eyjapan.jp/services/specialty-services/ccass/pdf/ey-the-uk-modern-slavery-act-2015-jp.pdf>

Canada, Global Affairs, “Canada’s Enhanced Corporate Social Responsibility Strategy to Strengthen Canada’s Extractive Sector Abroad”

<http://www.international.gc.ca/trade-agreements-accords-commerciaux/topics-domaines/other-autre/csr-strat-rse.aspx?lang=eng>

EU “REGULATION (EU) 2017/821 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL” May 2017

[http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.L\\_.2017.130.01.0001.01.ENG&toc=OJ:L:2017:130:TOC](http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.L_.2017.130.01.0001.01.ENG&toc=OJ:L:2017:130:TOC)

European Union, “A Roadmap for Integrating Corporate Social Responsibility into EU Member States and Business Practices”

<https://www.interregeurope.eu/road-csr/>

MVO Nederland,

-CSR Risk Check (tool is funded by the Dutch Ministry of Foreign Affairs)

<http://www.mvorisicochecker.nl/en>

-CSR Netherlands

<https://myonederland.nl/dossier/dutch-companies-and-international-csr>

Thailand, Department of Labour Protection and Welfare

<http://www.labour.go.th/en/index.php/2011-04-07-10-49-49/18-2011-05-04-15-52-28>

(労働者保護法)

Thailand, Ministry of Labour

[http://www.mol.go.th/en/employee/interesting\\_information/6319](http://www.mol.go.th/en/employee/interesting_information/6319) (最低賃金制度)

[http://tls.labour.go.th/attachments/article/631/Book\\_Japan.pdf](http://tls.labour.go.th/attachments/article/631/Book_Japan.pdf) (労働基準)

UK, Foreign & Commonwealth Office and Department for International Trade,  
“Overseas Business Risk”

<https://www.gov.uk/government/collections/overseas-business-risk>